

教育訓練給付制度

全ての市町村

一定の受給要件を満たす方が、厚生労働大臣の指定を受けた教育訓練を受講・修了した場合に、その費用の一部が教育訓練給付金として支給されます。

対象者・要件

次のすべてを満たす方

- ・ 雇用保険の被保険者又は被保険者資格の喪失後 1 年以内（妊娠、出産等で教育訓練給付の対象期間が延長された場合は最長 20 年以内）の方
- ・ 雇用保険の被保険者期間 3 年以上（初回の場合は 3 年（専門実践教育訓練給付は 2 年）以上）

事業内容

給付内容

専門実践教育訓練給付

- ・ 受講費用の50%（上限年間40万円）を 6 か月ごとに支給
- ・ 訓練修了後1年以内に、資格取得をし、就職等をした場合は、受講費用の20%（上限年間16万円）を追加支給

特定一般教育訓練給付

- ・ 受講費用の40%（上限20万円）を受講修了後に支給

一般教育訓練給付

- ・ 受講費用の20%（上限10万円）を受講修了後に支給

対象講座

雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座は、こちらから検索できます

<https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/>

制度の詳細は、こちら（厚生労働省「教育訓練給付制度」）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html

注意事項

「自立支援教育訓練給付金」は、「教育訓練給付金」を差し引いた額が受けられます。

<https://hitorioyanavi-toyama.jp/support/223/>

ひとり親の制度との比較はこちら

<https://hitorioyanavi-toyama.jp/job-training/>

申請先・問い合わせ先

呉東	富山公共職業安定所（富山市の方） 富山市奥田新町45 連絡先：076-431-8609（音声ガイダンスによる電話案内実施）
呉東	魚津公共職業安定所（魚津市・黒部市・入善町・朝日町の方） 魚津市新金屋1-12-31 魚津合同庁舎1階 連絡先：0765-24-0365
滑川市	滑川公共職業安定所（滑川市・舟橋村・上市町・立山町の方） 滑川市辰野11番地6 連絡先：076-475-0324
呉西	高岡公共職業安定所（高岡市・射水市の方） 高岡市向野町3丁目43-4 連絡先：0766-21-1515（音声ガイダンスによる電話案内実施）
氷見市	氷見公共職業安定所（氷見市） 氷見市朝日丘9-17 連絡先：0766-74-0445
呉西	砺波公共職業安定所（砺波市・南砺市の方） 砺波市太郎丸1-2-5 連絡先：0763-32-2914
呉西	砺波公共職業安定所 小矢部出張所（小矢部市の方） 小矢部市綾子5185 連絡先：0766-67-0310